

御座地区

(注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

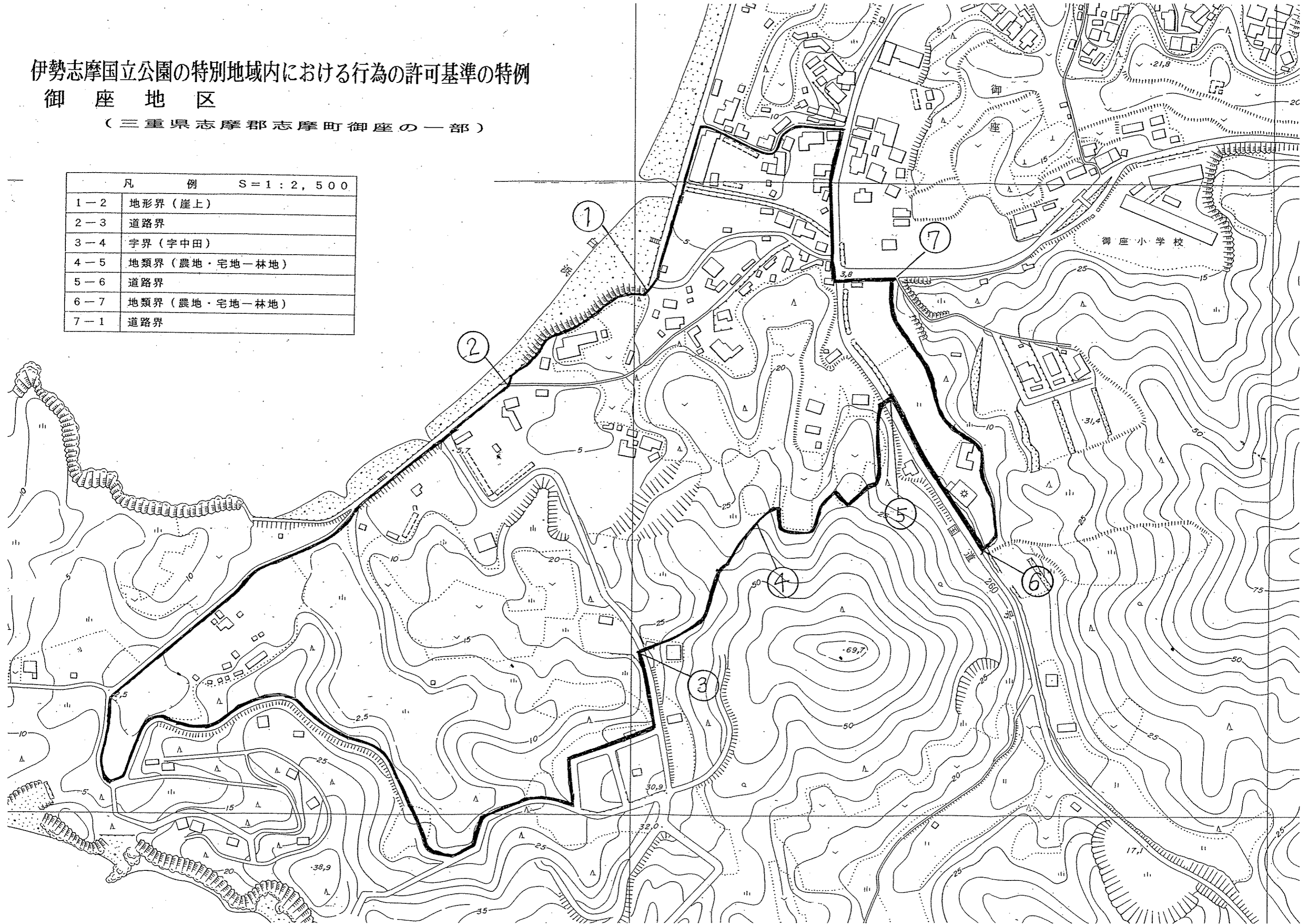
項	行為の種類	号	基準の内容															
第4項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。))の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。))内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															
		第1号	保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。))において行われるものでないこと。															
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m(その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。															
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。															
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。))が1000㎡以上であること。															
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。															
		第6号	<p>分譲地等内に設けられる建築物にあつては、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。))の和をいう。第6項において同じ。))の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。))の和をいう。以下同じ。))の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下						
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域	20%以下	40%以下														
		第3種特別地域	20%以下	60%以下														
		第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。															
		第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。))でないこと。															
		第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。))の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。															
		第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。															
		第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。															
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
			<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。))又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
	<p>第1項第5号</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>																	
第6項	<p>工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築</p>	本文	<p>第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</p> <p>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。</p> <p>第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</p> <p>第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。</p>															
		第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。															
		第2号	<p>当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
		第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
		第3種特別地域	20%以下	60%以下														
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
			<p>第2項ただし書に規定する行為</p> <p>既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。))又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p>															
			<p>第1項第5号</p> <p>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>															

# 伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

## 御座地区

(三重県志摩郡志摩町御座の一部)

凡 例 S=1:2,500	
1-2	地形界(崖上)
2-3	道路界
3-4	字界(字中田)
4-5	地類界(農地・宅地-林地)
5-6	道路界
6-7	地類界(農地・宅地-林地)
7-1	道路界



2. 指定植物一覧

伊勢志摩国立公園内において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ナンカクラン
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イトモトソウ	エダウチホングウシダ、ナチシダ
シノブ	シノブ、キクシノブ、タマシダ
オシダ	アミシダ、ナチクジャク、アツイタ
チャセンシダ	オオタニワタリ、アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、オオクボシダ
シシラン	シシラン
キンボウゲ	ミスミソウ(スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル
メギ	イカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、ジンジソウ
バラ	ハスノハイチゴ
トウダイグサ	ハギクソウ、イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ(ナガバノカキノハグサを含む。)
イチャクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、トサノミツバツツジ、サツキ(サツキツツジ)、レンゲツツジ(キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、アケボノツツジ(アカヤシオを含む。)、コバノミツバツツジ、ジンゲウツツジ、オンツツジ(ツクシアカツツジ)、カインアンサラサドウダン
リンドウ	リンドウ、アサマリンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	イナモリソウ
シソ	ミカエリソウ(イトカケソウ)、シマジタムラソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
ハマジンチョウ	ハマジンチョウ(モクベンケイ)
キキョウ	キキョウ
キク	ウラギク(ハマシオン)、オオニガナ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ヤマラッキョウ、ショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、イワギボウシ、ヒメユリ、ササユリ、コオニユリ、チャボホトトギス、アマナ
ビャクブ	ナベウリ
ヒガンバナ	ハマオモト(ハマユウ)
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ
ラン	イワチドリ、シラン、マメツタラン(マメラン)、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ミヤマムギラン、シュンラン(ホクロ)、ナギラン、クマガイソウ、セッコク、カキラン、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ムヨウラン、コクラン、フウラン、ヨウラクラン、ガンゼキラン、ツレサギソウ、オオバノトンボソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ムカデラン、カヤラン、クモラン、トンボソウ

### 3. 許可標識の設置について

違反防止及び許可内容の周知徹底を図る上で、申請者に対し工事期間中「行為許可標識」の掲出を行うよう指導する。

(1) 様式及びサイズは以下のとおりとする。

伊 勢 志 摩 国 立 公 園 行 為 許 可 標 識 許 可 日 : 平 成    年    月    日 許 可 番 号 :	
1. 工事の期間	平 成    年    月    日 から 平 成    年    月    日 まで
2. 行為地	
3. 申請者氏名 及び住所	
4. 工事施工者氏名 及び連絡先	
5. 行為の種類	
6. 許可条件	

40cm以上

30  
cm  
以  
上

(2) 材料、材質は問わないが、雨等で字が消えないものであること。

(3) 許可条件が付されていない場合は、「条件なし」と記入すること。

4. 修景緑化植物表

(1) 木本類

(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 や難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
(イチイ)														
カヤ													×	異株
(マキ)														
イヌマキ														異株, 防 風
(イヌガヤ)														
イヌガヤ													×	異株, 移 植難
(マツ)														
ツガ														
モミ														移植難
アカマツ														石灰質土は不 適
クロマツ														防風
(スギ)														
コウヤマキ														移植難
スギ														
(ヒノキ)														
ネズミサシ													×	異株, 高 木は移植難
ハイネズ													×	異株
(センリョウ)														
センリョウ														西日、乾燥に 弱い
(ヤマモモ)														
ヤマモモ														異株
(カバノキ)														
イヌシデ														
アカシデ														
クマシデ													×	
ハンノキ														高木の移植難、 水湿地
ヤシャブシ類														岩石地にも強

(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 やや難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
(ブナ)														
コナラ														高木の移植難
クヌギ														
ウバメガシ														低湿に弱い
シラカシ														
アラカシ														
アカガシ												×		防風
ツクバネガシ												×		
ウラジロガシ												×		
イチイガシ												×		
スダジイ														
ツブラジイ												×		
マテバシイ														防風
(ニレ)														
ムクノキ													×	
ケヤキ														
エノキ														乾燥地は不適 防風
(クワ)														
ヤマグワ													×	
コウゾ													×	
イヌビワ													×	異株
(モクレン)														
コブシ														乾燥に弱い
オガタマノキ														剪定に弱い
(クスノキ)														
クスノキ														乾燥に弱い、 防風
ヤブニッケイ													×	防風
タブノキ														
シロダモ														異株
カゴノキ													×	
クロモジ													×	異株
(ユキノシタ)														
ウツギ														白花
マルバウツギ													×	白花
ヒメウツギ														白花
バイカアマチャ													×	白花
ヤマアジサイ													×	白又は青花
コアジサイ													×	青紫色

(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 やや難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
ノリウツギ														白、赤花
(トベラ)														
トベラ														乾燥に強い
(マンザク)														
トキワマンサク													×	伊勢神宮林に 自生
マンサク														早春に開花
(バラ)														
カナメモチ														
シャリンバイ														
マルバシャリンバイ														
ボケ														
ヤマブキ														
ヤマザクラ														
バクチノキ														
(マメ)														
ミヤギノハギ														
ヤマハギ														
マルバハギ													×	
キハギ														
(トウダイグサ)														
ユズリハ														異株, 防 火
ヒメユズリハ														異株, 防 火
アカメガシワ														
(ツゲ)														
アサマツゲ													×	
(モトニキ)														
モチノキ														異株
クロガネモチ														異株
ツゲモチ													×	
ソヨゴ														異株
イヌツゲ														異株
クサツゲ														
ウメモドキ														異株

(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 やや難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
(ニシキギ)														
マユミ														異株
ニシキギ														
マサキ														耐潮
(カエデ)														
イロハカエデ														弱潮
コハウチワカエデ														
(アワブキ)														
ヤマビワ													×	
(クロウメモドキ)														
ハマナツメ													×	耐潮
(ホルトノキ)														
ホルトノキ														耐潮
コバンモチ													×	
(アオイ)														
ハマボウ													×	耐潮
(ツバキ)														
ヤブツバキ														
サザンカ														
ナツツバキ														
ヒメシャラ														
モッコク														
サカキ														
ヒサカキ														
ハマヒサカキ														異株
(グミ)														
ナワシログミ														
ツルグミ														
マルバグミ														
(ウコギ)														
ヤツデ														
カクレミノ														
(ミズキ)														
ミズキ														
ヤマボウシ														
アオキ														異株



(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 やや難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
(リョウブ)														
リョウブ													×	
(ツツジ)														
コバノミツバツツジ													×	
ヤマツツジ														
サツキツツジ														
モチツツジ													×	
オンツツジ														
ジングウツツジ														
ドウダンツツジ														弱潮
サラサドウダン														
アセビ														葉有毒
(ヤブコウジ)														
イズセンリョウ													×	異株
ヤブコウジ														花崗岩風化地 を好む
マンリョウ														
タイミンタチバナ													×	異株
(ハイノキ)														
クロバイ												×		
ミミズバイ												×		
(エゴノキ)														
エゴノキ														果皮有毒
ハクウンボク														剪定に弱い
(モクセイ)														
ネズミモチ														
ヒイラギ														異株
(クマツツラ)														
ムラサキシキブ														剪定に弱い
ハマゴウ													×	砂地に良い、 耐潮
クサギ									×				×	
(アカネ)														
クチナシ														移植難
アリドウシ													×	

(科名) 種名	性 状		常緑落葉 の別		日当たり		適地の区分		用 途			野鳥の 食餌木	県下苗木入 手の難易 容 易 やや難 × 難	備 考
	低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸	建物 周辺	道路 沿線	法 面			
(スイカズラ)														
ガマズミ														
ヤブデマリ														
ハコネウツギ														乾燥に弱い
タニウツギ														
(イネ)														
オカメザサ														
クマザサ														成長遅い

(2) 草本類

(科名) 種名	日当たり		適地の 区分		用途 法面	県下苗木入手の難易 容 易 やや難 × 難
	陽	陰	山間	海岸		
(イワヒバ)						
クラマゴケ						
(ウラジロ)						
ウラジロ						
コシダ						×
(ウラボシ)						
タマシダ						
クサソテツ						
オニヤブソテツ						
ホソバカナワラビ						
ヒトツバ						
(ユキノシタ)						
ユキノシタ						
(マメ)						
メドハギ						×
(サクラソウ)						
ハマボッス						×
(リンドウ)						
アサマリンドウ						×
(キク)						
ヨモギ類						
ツワブキ						
ヒヨドリバナ類						
ヨメナ類						
(イネ)						
ダンチク						×
ノシバ						
チガヤ						
ススキ						
(サトイモ)						
セキショウ						
(ユリ)						
ギボウシ						

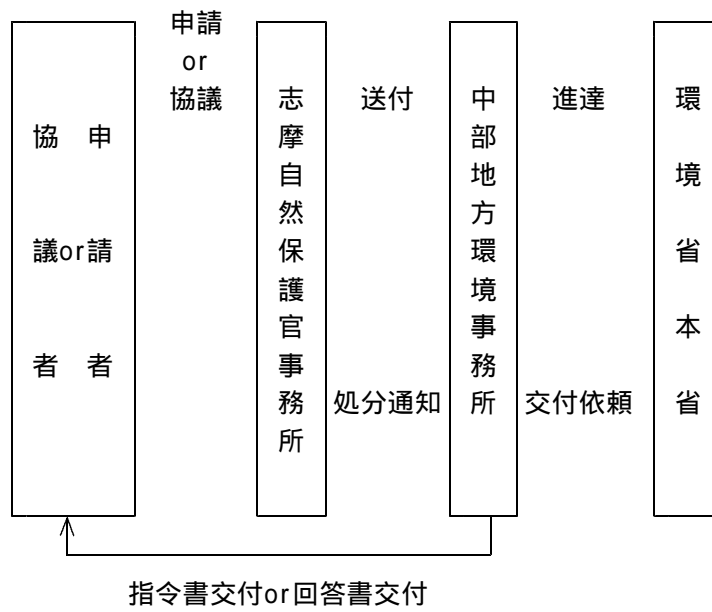
(科名) 種名	日当たり		適地の 区分		用途	県下苗木入手の難易 容易 やや難 × 難
	陽	陰	山間	海岸	法面	
ハマカンゾウ						×
ヤブラン						
(ヒガンバナ)						
ハマオモト						
(アヤメ)						
シャガ						

(3) ツル植物

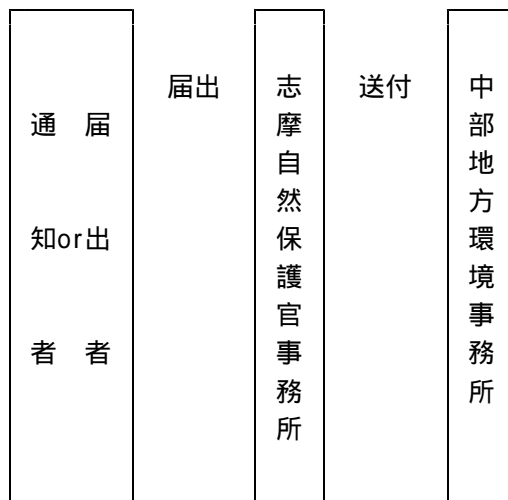
(科名) 種名	日当たり		適地の 区分		用途	県下苗木入手の難易 容易 やや難 × 難
	陽	陰	山間	海岸	法面	
(コショウ)						
フウトウカズラ						
(クワ)						
イタビカズラ類						
(モクレン)						
サネカズラ						
(キンボウゲ)						
センニンソウ						×
カザグルマ						×
(ニシキギ)						
ツルマサキ						
(ブドウ)						
ナツツタ						
(ウコギ)						
キツタ						
(キョウチクトウ)						
サカキカズラ						
テイカカズラ						
(スイカズラ)						
スイカズラ						

## 5. 申請書等の経由ルート

### (1) 申請・協議



### (2) 届出・通知



6. 国立公園事業決定一覧

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
登茂山園地	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 49.9ha	H12. 2. 18	8
登茂山宿舎	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 3.7ha 最大宿泊者数 320人/日	H 8. 2. 23	8
登茂山野営場	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 4.9ha 最大宿泊者数 400人/日	H 8. 2. 23	9
登茂山運動場	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 1.3ha	H 3. 7. 12	33
登茂山博物展示施設	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 0.1ha	H12. 2. 18	8
横山園地	志摩市阿児町鷺方（横山集団施設地区）	区域面積 47.0ha	H18. 8. 1	116
横山博物展示施設	志摩市阿児町鷺方（横山集団施設地区）	区域面積 0.2ha	H18. 8. 1	116
二見浦園地	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 0.5ha	S60. 9. 5	43
内宮園地	伊勢市（伊勢神宮内宮）	区域面積 2.4ha	S60. 9. 5	42
朝熊山園地	伊勢市（朝熊山）	区域面積 6.0ha	S60. 9. 5	43
小浜宿舎	鳥羽市（小浜）	区域面積 9.6ha 最大宿泊者数 100人/日	S60. 9. 5	43
日向島園地	鳥羽市（日向島）	区域面積 12.0ha	S60. 9. 5	43
鳥羽博物展示施設	鳥羽市（鳥羽）	区域面積 0.05ha	H 2.10.11	71
箱田山園地	鳥羽市（箱田山）	区域面積 7.2ha	H 7. 8.21	61
渡鹿野園地	志摩市磯部町（渡鹿野）	区域面積 2.0ha	S63. 7. 4	21
渡鹿野宿舎	志摩市磯部町（渡鹿野 - 但し普通地域を除く）	区域面積 20.0ha 最大宿泊者数1,000人/日	S52. 3.30	21
安乗崎園地	志摩市阿児町（安乗崎）	区域面積 2.5ha	S55.12.17	83
横山宿舎	志摩市阿児町（横山）	区域面積 0.16ha 最大宿泊者数 50人/日	S60. 9. 5	43
賢島園地	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 0.28ha	S60. 9. 5	43

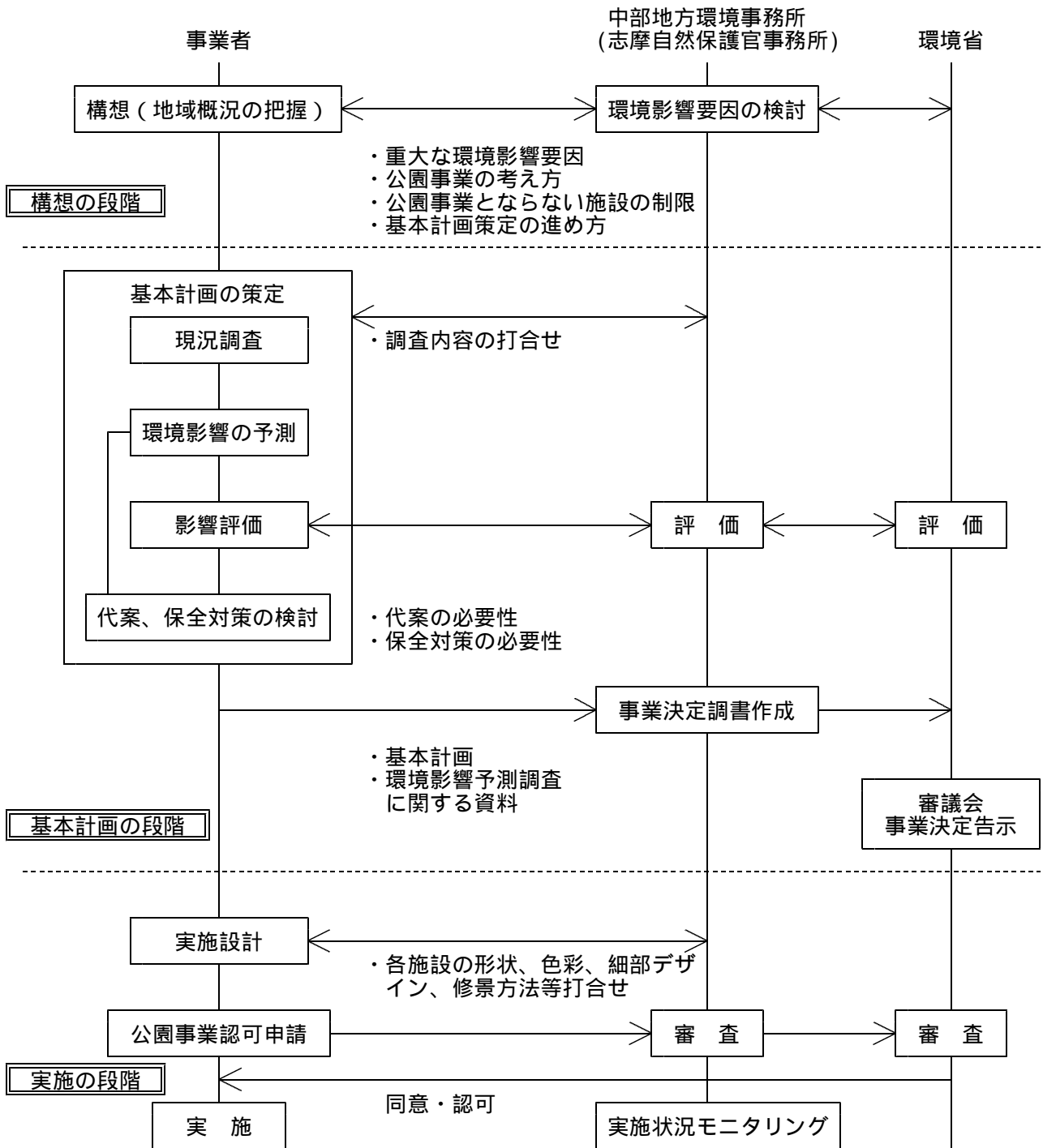
事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
賢島宿舎	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 80.0ha 最大宿泊者数3,500人/日	H 3. 2.18	3
賢島水族館	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 5.0ha	S60. 9. 5	43
大王崎園地	志摩市大王町（大王崎）	区域面積 2.4ha	S60. 9. 5	43
広の浜宿舎	志摩市（広の浜）	区域面積 15.0ha 最大宿泊者数 200人/日	S60. 9. 5	43
浜島宿舎	志摩市浜島町（浜島）	区域面積 20.0ha 最大宿泊者数 600人/日	S63. 5.18	13
鶴倉園地	度会郡南伊勢町（鶴倉）	区域面積 10.0ha	S53. 7.13	40
南張園地	志摩市浜島町（南張）	区域面積 24.0ha	H 5. 1.12	2
賢島駐車場	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 0.2ha	S60. 9. 5	42
二見浦休憩所	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 1.7ha	S63. 7.23	28
二見浦水族館	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 0.6ha	S63. 7.23	28
音無山園地	伊勢市二見町（音無山）	区域面積 20.0ha	H15. 8.20	90
池の浦園地	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 3.0ha	H 2. 7. 7	45
池の浦宿舎	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 6.0ha 最大宿泊者数 900人/日	H 2. 7. 7	45
池の浦運動場	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 2.0ha	H 2. 7. 7	45
鶴路山園地	度会郡南伊勢町（鶴路山）	区域面積 1.2ha	H 1. 9.11	40
相賀浦園地	度会郡南伊勢町（相賀浦）	区域面積 0.3ha	H 1. 9.11	40
鶴倉野営場	度会郡南伊勢町（鶴倉）	区域面積 3.0ha 最大宿泊者数 300人/日	H 8. 2.23	8
阿津里浜園地	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 1.8ha	H 4. 1.16	2
阿津里浜宿舎	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 3.4ha 最大宿泊者数 300人/日	H 4. 1.16	2
阿津里浜野営場	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 4.5ha 最大宿泊者数 300人/日	H 6. 8.16	54

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
阿津里浜排水施設	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 9.3ha 廃水处理量 490m <sup>3</sup> /日	H 4. 1.16	2
賢島運動場	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 6.5ha	S63.12.14	66
岩屋園地	鳥羽市（岩屋）	区域面積 16.0ha	H14. 2.22	10
築上園地	鳥羽市（築上）	区域面積 7.0ha	H14. 2.22	10
志島宿舎	志摩市阿児町（志島）	区域面積 3.0ha 最大宿泊者数 150人/日	H18. 8. 1	116
伊勢磯部線道路（車道）	起点 伊勢市（宇治館町・国立公園境界） 終点 志摩市磯部町（恵利原）	区間距離 11.0km 有効幅員 5.5m～6.5m	S60. 9. 5	43
鳥羽鵜方線道路（車道）	起点 鳥羽市（安楽島） 終点 志摩市磯部町（小海・国立公園境界） 起点 志摩市磯部町（下山・国立公園境界） 終点 志摩市阿児町（鵜方）	区間距離 31.0km 有効幅員 6.0m	H 2.10.11	71
鵜方横山線道路（車道）	起点 志摩市阿児町（鵜方口） 志摩市阿児町（鵜方浜口） 終点 志摩市阿児町（横山）	区間距離 4.0km 有効幅員 6.0m	H 6. 8.16	53
鵜方神津佐線道路（車道）	起点 志摩市阿児町（鵜方） 終点 度会郡南伊勢町（神津佐）	区間距離 25.0km 有効幅員 6.0m	H 3. 2.18	3
波切登茂線道路（車道）	起点 志摩市大王町（中村） 終点 志摩市大王町（登茂山）	区間距離 4.5km 有効幅員 5.5m	S60. 9. 5	43
鵜倉半島線道路（車道）	起点 度会郡南伊勢町（豆方・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（鵜倉展望台） 度会郡南伊勢町（かさらぎ池） 度会郡南伊勢町（こがれ池・国立公園境界）	区間距離 7.5km 有効幅員 5.0m	S60. 9. 5	43
登茂山線道路（車道）	起点 志摩市大王町（大谷浦・車道分岐点） 終点 志摩市大王町（八木山）	区間距離 1.0km 有効幅員 6.0m	H 4. 1.16	3
横山迫子線道路（歩道）	起点 志摩市阿児町（横山） 終点 志摩市浜島町（迫子）	区間距離 3.5km	S60. 9. 5	43
朝熊山登山線道路（歩道）	起点 伊勢市（朝熊町） 起点 伊勢市（朝熊町） 起点 伊勢市（宇治館町） 終点 伊勢市（朝熊山）	区間距離 15.0km	H 6. 8.16	53

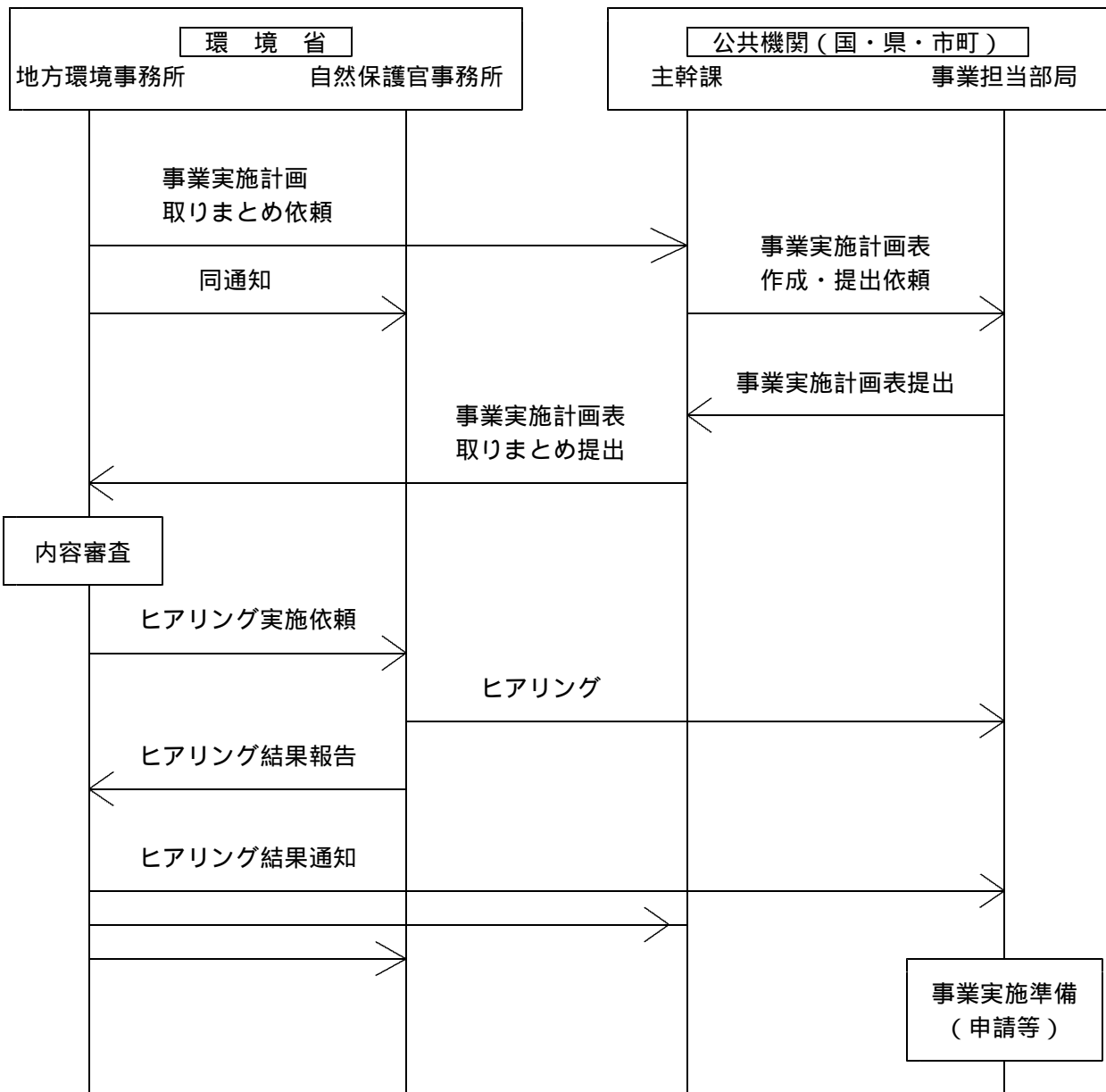


事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
近畿自然歩道線道路（歩道）	起点 伊勢市（朝熊町・歩道分岐点） 終点 伊勢市（鹿海町） 起点 伊勢市（楠部町・国立公園境界） 終点 鳥羽市（岩倉町） 起点 鳥羽市（神島） 終点 鳥羽市（神島） 起点 鳥羽市（菅島） 終点 鳥羽市（菅島） 起点 鳥羽市（鳥羽） 終点 鳥羽市（佐田浜） 起点 鳥羽市（松尾町） 終点 志摩市磯部町（上之郷） 起点 伊勢市二見町（溝口・国立公園境界） 終点 伊勢市二見町（松下） 起点 度会郡南伊勢町（礪浦） 終点 度会郡南伊勢町（相賀浦） 起点 度会郡南伊勢町（道行竈・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（慥柄浦・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（神前浦・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（方座浦・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（古和浦・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（棚橋竈・国立公園境界） 起点 志摩市浜島町（浜島） 終点 度会郡南伊勢町（宿浦） 起点 志摩市志摩町（深谷・国立公園境界） 終点 志摩市志摩町（御座） 起点 志摩市阿児町（安乗） 終点 志摩市阿児町（安乗・歩道合流点） 起点 志摩市阿児町（安乗） 終点 志摩市阿児町（志島） 起点 志摩市阿児町（鶴方） 終点 志摩市浜島町（迫子） 起点 志摩市阿児町（志島） 終点 志摩市大王町（船越・国立公園境界）	区間距離 120.0km	H18. 8. 1	116
朝熊山登山線一般自動車道	起点 伊勢市（宇治館町・国立公園境界） 終点 鳥羽市（鳥羽）	区間距離 17.0km 有効幅員 5.5m	S60. 9. 5	43

7. 公園事業執行までの作業手順



8. 国立公園内における公共事業事前調整の作業手順



- (1) 事業の内容は、その時点で判明しているものを記載するものとし、不確定の部分があってもやむを得ない。
- (2) 事業実施計画表を審査し、必要と考えられるものについては、事業担当部局から事業内容等についてヒアリングを行い、公園行政との調整を行うこととする。その方法については、その都度協議するものとする。

## 9. 伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯

- 平成18年10月31日 第1回検討会の開催  
・事務局からの説明（管理計画改定についての説明）  
・意見交換
- 平成18年11月22日 第2回検討会の開催  
・伊勢志摩国立公園管理計画書素案の検討

## 10. 伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿

### 有識者

(座長)	武田 明正	三重大学 名誉教授	(植物生態)
	石原 義剛	海の博物館 館長	(漁業・民俗学)
	江崎 貴久	有限会社OZ 代表取締役	(エコツアー)
	小山 充	NPO法人南勢テクテク会 事務局長	(ウォーキング・環境教育)

### 関係行政機関

三重県  
伊勢市  
鳥羽市  
志摩市  
南伊勢町

### 事務局

中部地方環境事務所  
志摩自然保護官事務所